

## パサーージュ・たま実施要綱

### (目的)

第1条 パサーージュ・たまは、多摩区内の障害児者団体、生活支援や就労支援を行っている障害児者施設・作業所等の活動紹介、当事者による作品の展示等を通し、団体間及び当事者間の交流を図るとともに、障害に対する理解を広く区民に深めることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 前条の目的を達成するため、多摩区総合庁舎1階アトリウム等を利用し、原則月2回パサーージュ・たまとして、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 施設及び活動の紹介
- (2) 作品の展示
- (3) 作業実演及び作業体験
- (4) 相談コーナー
- (5) その他障害者福祉に関する普及啓発を目的とすること。

### (参加団体)

第3条 パサーージュ・たまに参加することができる団体・グループ等（以下「団体」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす団体とする。

- (1) 多摩区内を中心に障害児者が活動する自主又は非営利の団体
- (2) 実施当日に当事者及び活動を紹介できるスタッフが参加可能である団体
- (3) パサーージュ・たま運営委員会が参加を認めた団体

### (運営委員会)

第4条 当事業を実施するため、パサーージュ・たま運営委員会を設置する。

2 運営委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。